ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９１　副鼻腔気管支症候群に対するクラリスロマイシン【内服薬】の投与量について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

副鼻腔気管支症候群に対するクラリスロマイシン【内服薬】（クラリス錠等）１日通常量（400 mg）の算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

副鼻腔気管支症候群は、慢性・反復性の好中球性気道炎症を上気道と下気道に合併した病態で、慢性副鼻腔炎に下気道の炎症性疾患である慢性気管支炎、気管支拡張症あるいはびまん性汎細気管支炎を合併する。治療の基本はマクロライド系抗生物質の少量長期投与である。

クラリス錠はマクロライド系抗生物質製剤であり、添付文書の一般感染症の用法・用量に「1 日 400mg（力価）を 2 回に分けて経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。」旨記載されている。

マクロライド系抗生物質の少量長期投与は、通常量の半量が原則であるが、臨床症状が強い場合や急性増悪時には常用量に切り換えることがある。

以上のことから、副鼻腔気管支症候群に対するクラリスロマイシン【内服薬】（クラリス錠等）１日通常量（400 mg）の算定は、原則として認められると判断した。